



中部電力

＜前回申請書＞

浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる 放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書 (1号及び2号原子炉施設の廃止措置第2段階で発生する解体撤去物の一部) の概要について

令和5年9月21日

中部電力株式会社

枠囲みの内容は営業秘密に係る事項のため、公開できません

1. 前回認可申請書の概要

本文一、二、三、 名称、住所、代表者氏名、工場等の名称、所在地、施設の名称

本文四 放射能濃度確認対象物の種類

項目	内容
対象物	浜岡1,2号炉の廃止措置 第2段階（主に前半） において発生する解体撤去物の一部
申請重量	7,682トン (浜岡1号炉：3,498トン、浜岡2号炉：4,183トン)
材質	金属（主に炭素鋼）
系統	<p>タービン設備のうち「タービン、発電機、主蒸気系、給復水系等」 原子炉設備のうち「水圧制御ユニット、再循環ポンプMGセット、ほう酸注入系等」 廃棄物処理設備のうち「浜岡1・2号炉共用排気筒に接続する換気空調系、セメント固化設備（浜岡1号炉のみ）等」 「所内ボイラ」（過去に管理区域に設置された履歴がある） 大型金属機器（タービン・発電機の車軸）及びオフガス系は対象外 原子炉格納容器外の原子炉領域周辺設備</p>

1. 前回認可申請書の概要

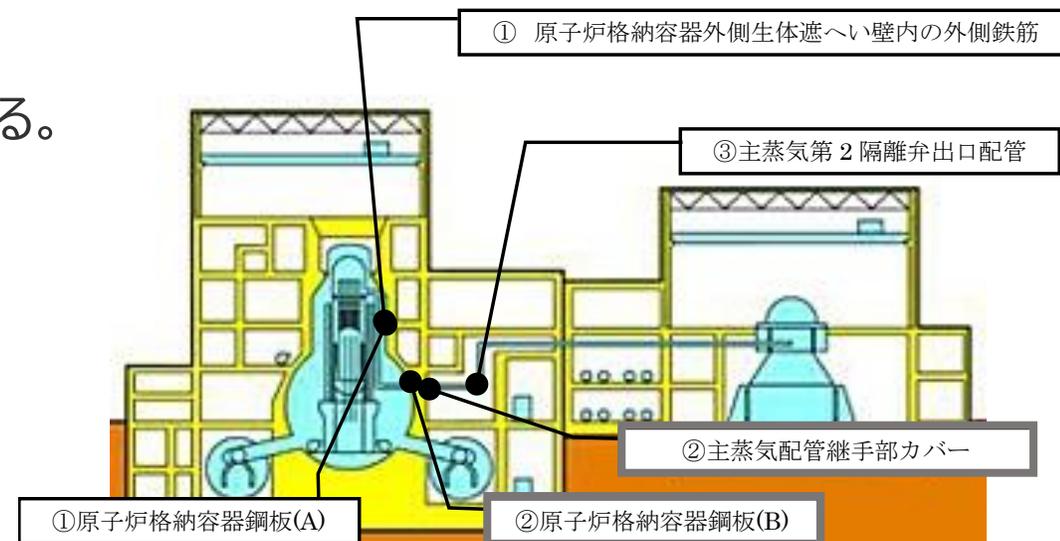
本文四のうち放射能濃度確認対象物の汚染の状況 (1/2)

■ 汚染の状況として、「放射化汚染」と「二次的な汚染」を想定する。

(1) 放射化汚染

■ 浜岡1,2号炉の解体撤去物を対象とした3種類の中性子線（直接線、ストリーミング線及び¹⁷N線）の放射化汚染による放射能濃度を評価しており、放射化汚染における主要な核種は浜岡1,2号炉ともに⁶⁰Coである。

■ 3種類の中性子線による放射化汚染影響を代表するサンプルの⁶⁰Co放射能濃度を測定した結果、いずれも基準値（1.0E-01Bq/g）の100分の1未満である。



放射化汚染源	採取場所	号炉	採取部位
① 直接線	原子炉格納容器鋼板(A)	1,2	原子炉格納容器鋼板 炉心高さ位置付近
	原子炉格納容器外側 生体遮へい壁内の外側鉄筋		原子炉格納容器外側 生体遮へい壁内の外側鉄筋
② ストリーミング線 ¹⁾	原子炉格納容器鋼板(B)	1,2	原子炉格納容器鋼板 主蒸気配管貫通孔付近
	原子炉格納容器外側 主蒸気トンネル室	1	主蒸気配管(B)継手部カバー
		2	主蒸気配管(A)継手部カバー
③ ¹⁷ N線	原子炉格納容器外側 主蒸気トンネル室	1	主蒸気第2隔離弁(A)出口 の主蒸気配管
		2	主蒸気第3隔離弁(A)出口 の主蒸気配管

1. 前回認可申請書の概要

本文四のうち放射能濃度確認対象物の汚染の状況 (2/2) (添付2) 表-4 難測定核種の放射化学分析結果 ($^{137}\text{Cs}/^{60}\text{Co}$)

(2) 二次的な汚染

- 「代表部位での可搬型Ge半導体検出器及び代表採取部位の放射化学分析による $^{137}\text{Cs}/^{60}\text{Co}$ の放射エネルギー比の測定」「代表採取部位の難測定核種 (^{14}C 、 ^{63}Ni 、 ^{90}Sr 、全 α) の放射能濃度の放射化学分析」「原子炉水中の ^{129}I 濃度の放射化学分析」「代表採取部位の ^3H 表面汚染密度の放射化学分析」を実施した。
- $^{137}\text{Cs}/^{60}\text{Co}$ は、 ^{60}Co が主体である。
- CP核種は ^{60}Co が主体であり、その他僅かであるがCP核種 (^{14}C 、 ^{63}Ni)、FP核種 (^{137}Cs 、 ^{90}Sr 、全 α) を検出した。
- ^{129}I 濃度は、全て検出限界値未満であり燃料破損の影響は認められない。
- ^3H 表面汚染密度は、全て検出限界値未満であった。

浜岡 1 号炉

測定ポイント名	$^{137}\text{Cs}/^{60}\text{Co}$
原子炉水サンプリングライン	< 5.0E-03
ホットウエル(A)	2.2E-02
高圧第2給水加熱器(A)出口	< 9.3E-03
主蒸気第2隔離弁(A)出口	6.6E-05
湿分離器(C)	< 8.9E-03

浜岡 2 号炉

測定ポイント名	$^{137}\text{Cs}/^{60}\text{Co}$
原子炉水サンプリングライン	< 9.0E-03
ホットウエル(C)	< 1.8E-03
第1高圧給水加熱器(B)出口	< 7.6E-02
主蒸気第3隔離弁(A)出口	2.7E-04
湿分離器(B)	< 1.1E-02
低圧ダイヤフラム(B)	< 4.2E-03

(添付2) 表-5 二次的な汚染の調査結果 (浜岡1号炉)

No.	発生系統 (雑固体)	放射能濃度比			
		Co-60比		Cs-137比	
		C-14	Ni-63	Sr-90	全 α
1	ホットウエル(A)	3.2E-02	7.0E-01	< 6.7E-02	< 2.1E-01
2	主蒸気第2隔離弁(A)出口	5.5E-05	1.3E+00	5.2E-01	5.5E-01
3	廃液処理系	2.9E-05	3.2E-02	< 3.4E-01	4.1E-01
4	復水浄化系	< 1.4E-03	1.1E-01	-	-
5	床下系	1.7E-04	2.1E-01	< 4.7E-02	< 6.5E-02
6	床下系	1.8E-04	1.4E-01	< 2.8E-02	3.4E-02
7	CRD系	1.9E-05	5.3E-02	< 7.1E-02	-
8	原子炉再循環系	< 9.5E-06	4.4E-02	-	-
9	原子炉再循環系	1.0E-05	5.9E-02	2.1E-01	3.9E-02
10	建屋換気空調系	7.2E-04	-	-	2.4E-01
11	建屋換気空調系	< 6.6E-02	< 2.8E-02	< 5.5E-02	3.7E-01
12	給水系	1.2E-03	6.1E-02	-	-
13	復水浄化系	1.6E-02	-	8.2E-01	2.2E-01

(添付2) 表-7 ^3H の分析結果

試料採取箇所	分析値	検出限界値
浜岡 1 号炉 ホットウエル(A)	検出限界値未満	2.1×10^{-2}
浜岡 1 号炉 主蒸気第 2 隔離弁(A)出口	検出限界値未満	3.2×10^{-2}
浜岡 2 号炉 ホットウエル(C)	検出限界値未満	2.1×10^{-2}
浜岡 2 号炉 主蒸気第 3 隔離弁(A)出口	検出限界値未満	4.3×10^{-2}

1. 前回認可申請書の概要

本文五 評価に用いる放射性物質の種類 (1/2)

- 選択方法は「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（経済産業省原子力安全・保安院、平成23・06・20原院第4号、平成23年7月1日改正）に準拠する。
- 放射化汚染の放射能濃度は、代表組成の放射化計算法で求める。
- 二次的な汚染の放射能濃度は、代表試料の放射化学分析又は放射化計算（相対比率計算法）の結果を基に求める。
- 最初に、評価対象核種として放射能濃度を評価する上で重要となる³H、⁵⁴Mn、⁶⁰Co、⁹⁰Sr、¹³⁴Cs、¹³⁷Cs、¹⁵²Eu、¹⁵⁴Eu、²³⁹Pu及び²⁴¹Am（以下、「重要10核種」という。）を選択する。
- 放射化汚染は、ΣD/C（規則33核種）を求める。二次的な汚染は、規則33核種から³Hを除くΣD/C（規則32核種）を求める。
- 放射化汚染は、重要10核種のΣD/C（重要10核種）を求める。二次的な汚染は、重要10核種から³Hを除く9核種のΣD/C（重要9核種）を求める。
- 放射化汚染は、ΣD/C（重要10核種）がΣD/C（規則33核種）の90%以上となることを、二次的な汚染は、ΣD/C（重要9核種）がΣD/C（規則32核種）の90%以上となることを確認する。

核種	二次的な汚染 (CP核種)	二次的な汚染 (FP核種)
³ H	放射化学分析法	
¹⁴ C	放射化学分析法※	-
³⁶ Cl	相対比率計算法※	-
⁴¹ Ca	相対比率計算法	-
⁴⁶ Sc	相対比率計算法	-
⁵⁴ Mn	相対比率計算法	-
⁵⁶ Fe	相対比率計算法	-
⁵⁹ Fe	相対比率計算法	-
⁵⁸ Co	相対比率計算法	-
⁶⁰ Co	放射化学分析法	-
⁵⁹ Ni	相対比率計算法	-
⁶³ Ni	相対比率計算法	-
⁶⁵ Zn	相対比率計算法	-
⁹⁰ Sr	相対比率計算法	相対比率計算法
⁹⁴ Nb	相対比率計算法	相対比率計算法
⁹⁵ Nb	相対比率計算法	相対比率計算法
⁹⁹ Tc	相対比率計算法	相対比率計算法
¹⁰⁶ Ru	相対比率計算法	相対比率計算法
^{108m} Ag	相対比率計算法	相対比率計算法
^{110m} Ag	相対比率計算法	相対比率計算法
¹²⁴ Sb	相対比率計算法	相対比率計算法
^{125m} Te	相対比率計算法	相対比率計算法
¹²⁹ I	相対比率計算法※	相対比率計算法※
¹³⁴ Cs	相対比率計算法	相対比率計算法
¹³⁷ Cs	相対比率計算法	放射化学分析法
¹³⁸ Ba	相対比率計算法	相対比率計算法
¹⁵² Eu	相対比率計算法	相対比率計算法
¹⁵⁴ Eu	相対比率計算法	相対比率計算法
¹⁶⁰ Tb	相対比率計算法	相対比率計算法
¹⁸² Ta	相対比率計算法	-
²³⁹ Pu	-	相対比率計算法
²⁴¹ Pu	-	相対比率計算法
²⁴¹ Am	-	相対比率計算法

1. 前回認可申請書の概要

本文五 評価に用いる放射性物質の種類 (2/2)

- 放射化汚染のΣD/C (重要10核種) は、基準日 (平成29年7月1日) から平成49年4月1日までの期間、ΣD/C (規則33核種) の90%以上である。
- 二次的な汚染は、ΣD/C (重要9核種) がΣD/C (規則32核種) の90%以上となる一方、¹⁴CのD/Cの占める割合が相対的に高い。(平成29年7月1日現在)。
- その結果、二次的な汚染の評価対象核種は重要10核種 (³H、⁵⁴Mn、⁶⁰Co、⁹⁰Sr、¹³⁴Cs、¹³⁷Cs、¹⁵²Eu、¹⁵⁴Eu、²³⁹Pu、²⁴¹Am) に¹⁴Cを追加した11核種とする。
- 二次的な汚染のΣD/C (重要9核種及び¹⁴C) は、平成29年7月1日から平成49年4月1日までの期間、ΣD/C (規則32核種) の90%以上である。
- 放射化汚染の評価対象核種の選択結果は、浜岡1,2号炉で重要10核種 (³H、⁵⁴Mn、⁶⁰Co、⁹⁰Sr、¹³⁴Cs、¹³⁷Cs、¹⁵²Eu、¹⁵⁴Eu、²³⁹Pu、²⁴¹Am) であり、二次的な汚染の評価対象核種の選択結果は、浜岡1,2号炉で重要10核種 (³H、⁵⁴Mn、⁶⁰Co、⁹⁰Sr、¹³⁴Cs、¹³⁷Cs、¹⁵²Eu、¹⁵⁴Eu、²³⁹Pu、²⁴¹Am) に¹⁴Cを追加した11核種である。

(本文) 表-9 (ここでは浜岡1号炉の結果を記載)

<浜岡1号炉>

(単位: Bq/g) (平成29年7月1日現在)

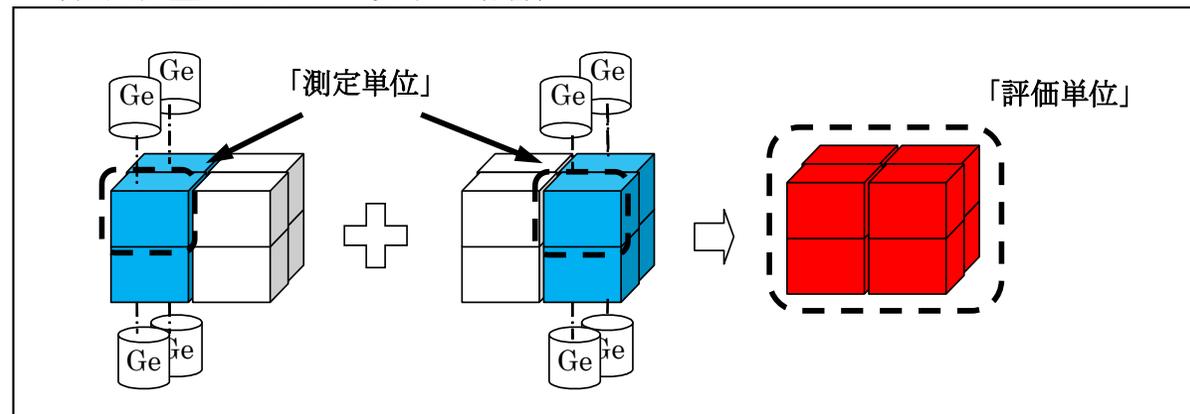
核種	放射化汚染				二次的な汚染
	直接線	ストリーミング線 (A)	¹⁷ N線 (B)	ストリーミング線・ ¹⁷ N線 (A+B)	
³ H	1.6×10 ⁻⁸	8.4×10 ⁻⁷	2.6×10 ⁻⁷	1.1×10 ⁻⁶	—
¹⁴ C	5.6×10 ⁻⁹	3.0×10 ⁻⁷	1.2×10 ⁻⁷	4.3×10 ⁻⁷	1.7×10 ⁻²
³⁶ Cl	1.1×10 ⁻¹⁰	5.7×10 ⁻⁹	1.8×10 ⁻⁹	7.5×10 ⁻⁹	3.2×10 ⁻⁴
⁴¹ Ca	9.8×10 ⁻¹³	5.7×10 ⁻¹¹	2.1×10 ⁻¹¹	7.7×10 ⁻¹¹	2.1×10 ⁻⁸
⁴⁶ Sc	5.4×10 ⁻³⁰	1.5×10 ⁻²⁸	4.1×10 ⁻²⁹	2.0×10 ⁻²⁸	0
⁵⁴ Mn	1.4×10 ⁻¹¹	1.3×10 ⁻¹⁰	3.1×10 ⁻¹¹	1.6×10 ⁻¹⁰	3.8×10 ⁻⁷
⁵⁵ Fe	1.5×10 ⁻⁶	8.5×10 ⁻⁵	3.1×10 ⁻⁵	1.2×10 ⁻⁴	2.2×10 ⁻²
⁵⁹ Fe	5.3×10 ⁻⁴⁵	4.8×10 ⁻⁴³	1.6×10 ⁻⁴³	6.3×10 ⁻⁴³	0
⁵⁸ Co	5.0×10 ⁻³⁰	5.1×10 ⁻²⁹	1.1×10 ⁻²⁸	1.6×10 ⁻²⁸	0
⁶⁰ Co	6.6×10 ⁻⁶	8.9×10 ⁻⁴	2.0×10 ⁻⁴	1.1×10 ⁻³	1.0×10 ⁻¹
⁵⁹ Ni	3.7×10 ⁻⁸	2.1×10 ⁻⁶	7.3×10 ⁻⁷	2.8×10 ⁻⁶	7.8×10 ⁻⁴
⁶³ Ni	3.9×10 ⁻⁶	2.2×10 ⁻⁴	6.8×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻⁴	8.0×10 ⁻²
⁶⁵ Zn	1.5×10 ⁻¹⁴	1.7×10 ⁻¹²	8.4×10 ⁻¹³	2.6×10 ⁻¹²	2.6×10 ⁻¹⁰
⁹⁰ Sr	2.2×10 ⁻¹¹	1.2×10 ⁻⁹	5.4×10 ⁻¹⁰	1.8×10 ⁻⁹	2.2×10 ⁻³
⁹⁴ Nb	2.7×10 ⁻¹¹	6.2×10 ⁻⁹	2.2×10 ⁻⁹	8.4×10 ⁻⁹	6.2×10 ⁻⁷
⁹⁵ Nb	2.1×10 ⁻⁵⁹	2.2×10 ⁻⁵⁷	1.7×10 ⁻⁵⁷	3.9×10 ⁻⁵⁷	0
⁹⁹ Tc	3.1×10 ⁻¹¹	9.1×10 ⁻⁹	2.8×10 ⁻⁹	1.2×10 ⁻⁸	8.0×10 ⁻⁷
¹⁰⁶ Ru	2.7×10 ⁻¹⁶	1.1×10 ⁻¹⁴	1.3×10 ⁻¹⁴	2.4×10 ⁻¹⁴	2.9×10 ⁻⁸
^{108m} Ag	7.2×10 ⁻¹²	1.2×10 ⁻⁹	2.8×10 ⁻¹⁰	1.5×10 ⁻⁹	9.1×10 ⁻⁷
^{110m} Ag	1.3×10 ⁻¹⁵	3.1×10 ⁻¹³	4.2×10 ⁻¹⁴	3.5×10 ⁻¹³	1.6×10 ⁻¹¹
¹²⁴ Sb	2.1×10 ⁻³⁶	6.2×10 ⁻³⁴	1.0×10 ⁻³⁴	7.2×10 ⁻³⁴	0
^{123m} Te	3.1×10 ⁻²⁶	9.3×10 ⁻²⁴	2.0×10 ⁻²⁴	1.1×10 ⁻²³	0
¹²⁹ I	1.3×10 ⁻¹⁷	1.4×10 ⁻¹⁵	6.5×10 ⁻¹⁶	2.1×10 ⁻¹⁵	1.3×10 ⁻⁷
¹³⁴ Cs	8.3×10 ⁻¹¹	2.1×10 ⁻⁸	3.0×10 ⁻⁹	2.4×10 ⁻⁸	9.2×10 ⁻⁷
¹³⁷ Cs	2.4×10 ⁻¹¹	1.3×10 ⁻⁹	6.5×10 ⁻¹⁰	2.0×10 ⁻⁹	2.6×10 ⁻³
¹³³ Ba	6.8×10 ⁻¹⁰	1.1×10 ⁻⁷	3.9×10 ⁻⁸	1.5×10 ⁻⁷	1.1×10 ⁻⁵
¹⁵² Eu	4.7×10 ⁻⁹	2.7×10 ⁻⁷	6.8×10 ⁻⁸	3.4×10 ⁻⁷	6.7×10 ⁻⁵
¹⁵⁴ Eu	4.2×10 ⁻¹⁰	7.9×10 ⁻⁸	1.3×10 ⁻⁸	9.2×10 ⁻⁸	6.4×10 ⁻⁶
¹⁶⁰ Tb	3.0×10 ⁻³²	8.0×10 ⁻³⁰	1.4×10 ⁻³⁰	9.4×10 ⁻³⁰	0
¹⁸² Ta	5.5×10 ⁻²¹	1.5×10 ⁻¹⁸	2.2×10 ⁻¹⁹	1.7×10 ⁻¹⁸	0
²³⁹ Pu	1.5×10 ⁻¹¹	4.4×10 ⁻⁹	6.7×10 ⁻¹⁰	5.1×10 ⁻⁹	1.9×10 ⁻⁴
²⁴¹ Pu	0	0	0	0	2.9×10 ⁻²⁰
²⁴¹ Am	0	0	0	0	2.6×10 ⁻²¹

1. 前回認可申請書の概要

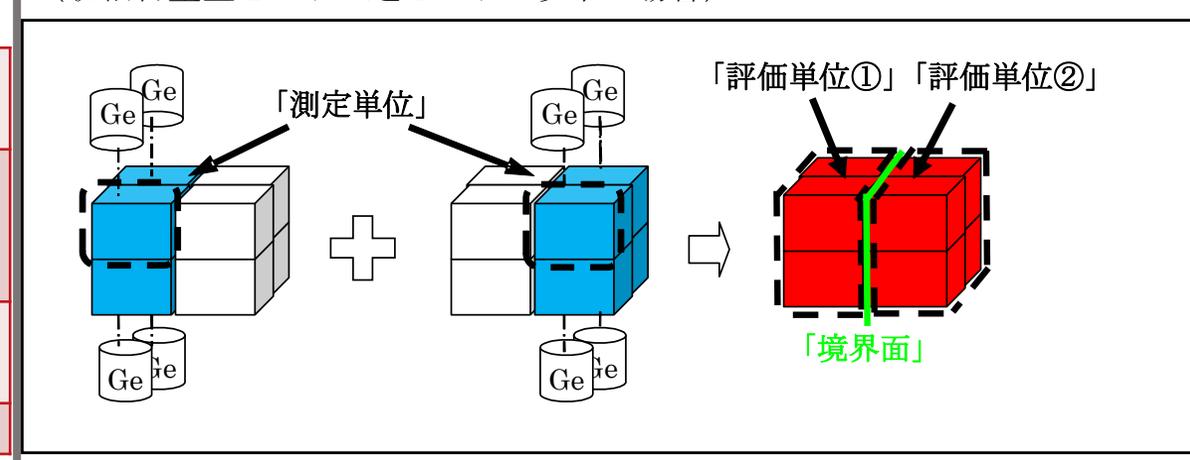
本文六 放射能濃度の評価単位

- 放射能濃度確認対象物を専用の測定容器に収納し、容器内の占有容積部分を「評価単位」とする。また、占有容積部分を仮想的に8分割した各ブロックを「測定単位」とする。
- 汚染の程度が大きく異なる物を1つの測定単位とならないように、放射能濃度確認対象物の表面汚染密度が $8.0E-01\text{Bq/cm}^2$ 未満であることを確認し、測定容器に収納する。
- **評価単位重量は1.0トン以下**とし、収納物重量は、1.6トン以下となるよう管理する。

- ・「評価単位」及び「測定単位」のイメージ
(収納物重量 1.0 トン以下の場合)



- ・「評価単位」及び「測定単位」のイメージ
(収納物重量 1.0 トン超 1.6 トン以下の場合)



	収納物重量 1.0トン以下	収納物重量 1.0トン超1.6トン以下
「評価単位」	8個のブロックを1組 (測定容器内で「評価単位」は1個)	4個のブロックを1組 (測定容器内で「評価単位」は2個)
「測定単位」	測定容器内の占有容積部分を 仮想的に8分割した各ブロック	
評価単位重量	1.0トン以下	

1. 前回認可申請書の概要

本文七 放射能濃度の決定する方法

- 「測定単位」の評価対象核種の放射能濃度は、評価対象核種及び汚染の種類（放射化汚染又は二次的な汚染）毎に放射化学分析、放射化計算及び放射線測定装置による測定を組み合わせで決定する。
- 放射化汚染の放射能濃度は、代表組成の放射化計算法で求める。
- 二次的な汚染の放射能濃度は、「主要核種（ ^{60}Co ）」の放射エネルギーをGe半導体検出器で測定し、これを「測定単位」の重量で除して「主要核種（ ^{60}Co ）」の放射能濃度として求める。
- 「 ^3H 」の放射能濃度は、代表サンプルの実測値を基に求める。
- 「主要核種（ ^{60}Co ）及び ^3H 以外の評価対象核種」の放射能濃度は、主要核種（ ^{60}Co ）に対する比を使用して求める。
- 「測定単位」における評価対象核種の放射能濃度は、核種毎に放射化汚染の放射能濃度と二次的な汚染の放射能濃度を足し合わせて求める。
- 「評価単位」の評価対象核種の放射能濃度は、「評価単位」を構成する「測定単位」の放射エネルギーを合計し「評価単位」の重量で除して求める。

1. 前回認可申請書の概要

本文八 放射線測定装置の種類及び測定条件

1. 放射線測定装置の種類

- 放射線測定装置は、 ^{60}Co は γ 線を放出する放射性物質であることから、汎用のGe半導体検出器とする。
- 表面汚染密度測定は、汎用の「GM管式サーベイメータ」又は「プラスチックシンチレーション式サーベイメータ」を使用する。

2. 測定条件等

(1) 放射能換算係数

- 放射能換算係数は、Ge半導体検出器で測定した ^{60}Co の計数率と放射エネルギーを対応づける換算係数である。
- 「測定単位」内を仮想的に均等な小領域に分割し、小領域当たりの放射エネルギーを保守的に設定する。「測定単位」の放射エネルギーの算出方法及び小領域当たりの放射エネルギーの設定方法は次ページのとおり。
- 放射能換算係数の妥当性確認として、模擬線源を用いた測定を行い、実測した値が模擬線源の放射エネルギーを上回ることを確認した。

1. 前回認可申請書の概要

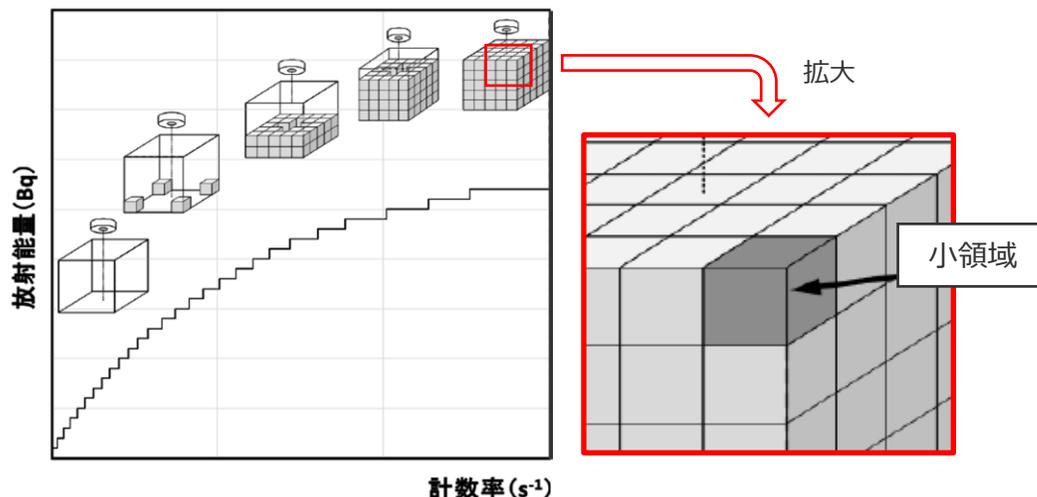
本文八 放射線測定装置の種類及び測定条件

(1) 放射能換算係数 (続き)

<測定単位内のモデル>

- ①占有容積部分を仮想的に小領域に分割する。
- ②表面汚染密度を一定値以下に管理することを利用し、小領域に一定の放射エネルギーを割り当てる。
- ③最初に全ての小領域の放射エネルギーをゼロとする。
- ④放射能換算係数が大きい小領域から順に小領域当たりの放射エネルギーを割り当てる。
- ⑤計数率(計算値)が計数率(測定値)に達するまでの累積放射エネルギーを測定単位の放射エネルギーとする。

<放射能換算係数グラフ>



$$\text{小領域の放射エネルギー (Bq)} = A \times B \times C \times D$$

A : 表面汚染密度 (Bq/cm²)

代表値として、表面汚染密度の測定で確認した表面汚染密度の上限値である8.0E-01Bq/cm²を設定する。

B : 比表面積 (cm²/g)

放射能濃度確認対象物をグループ分けし、グループごとに最大値を設定する。

C : 嵩密度 (g/cm³)

放射能濃度確認対象物を測定容器に収納した状態で充填高さ(占有容積)と重量を測定し求める。

D : 小領域の体積 (cm³)

求めた占有容積を基に小領域の体積 (cm³) を設定する。

(2) 検出限界値

- 二次的な汚染の主要核種 (⁶⁰Co) の放射エネルギー測定に用いるGe半導体検出器の検出限界値は、バックグラウンド変動を考慮して決定する。

(3) 測定時間

- 測定ごとに検出限界値を評価し、「測定単位」において検出限界値で5.0E-02Bq/g (⁶⁰Co) 以下になる測定時間とする。

1. 前回認可申請書の概要

本文八 放射線測定装置の種類及び測定条件

(4) 放射能濃度評価に用いる主要核種 (^{60}Co) の計数率

- ^{60}Co が検出された場合、「検出値 + 標準偏差の1.645倍」を放射能濃度の決定に用いる計数率とする。
- ^{60}Co が検出限界計数率未満であった場合、「検出限界計数率」を放射能濃度の決定に用いる計数率とする。

(5) 点検・校正

- 1年に1回、定期点検を行う。定期点検では、放射線測定装置の点検・校正を行う。

(6) 測定条件等の設定に関する不確かさ

- 測定条件等の不確かさの要因として、放射能換算係数及び主要核種 (^{60}Co) の計数率を考慮する。
- 放射能換算係数の不確かさとして、
を保守的に考慮して設定する。
- 主要核種 (^{60}Co) の計数率の不確かさとして、計数率の統計的誤差を保守的に考慮して設定する。

枠囲みの内容は営業秘密に係る事項のため、公開できません

1. 前回認可申請書の概要

本文九 放射能濃度確認対象物の管理方法

- 放射能濃度確認対象物の保管場所である「1,2号炉建屋」、「屋外」、「測定待ちエリア」、「測定エリア」、「確認待ちエリア」及び「搬出待ちエリア」では、異物の混入及び放射性物質による追加汚染を防止するため以下の措置を講じる。
- 立ち入り制限のためにエリアの区画及び標識の掲示を行い、出入口を施錠管理する。
- 放射能濃度確認対象物を測定容器へ収納してから放射能濃度の測定までの間及び測定から国の確認が終了するまでの間に測定容器が開放されていないことを封印により確認することで、異物の混入を防止する。
- 建屋内（汚染のおそれのある管理区域）から搬出した以降は、追加的な汚染のおそれのある場所を通過しないよう運搬経路を選定する。
- 測定及び評価を行った放射能濃度確認対象物は、主要核種（ ^{60}Co ）の半減期（約5.27年）以内である1年以内に国の確認の申請を行う。

要求事項	場所・エリア					
	1・2号炉建屋	屋外	測定待ちエリア	測定エリア	確認待ちエリア	搬出待ちエリア
放射性廃棄物との分離	○	-	-	-	-	-
除染前後の識別	○	-	-	-	-	-
異物の混入防止、追加汚染防止	○	○	○	○	○	○
測定確認前後の識別	-	-	○	○	○	-
エリアの出入管理	○	○	○	○	○	○
汚染のおそれのある管理区域である	○	-	-	-	-	-
汚染のおそれのない管理区域である	○	○	○	○	-	-
非管理区域である	-	-	-	-	○	○
汚染のおそれのある管理区域からの搬出基準の確認	○	-	-	-	-	-
移動経路の確認	○	○	○	○	○	○

1. 前回認可申請書の概要

本文九 放射能濃度確認対象物の管理方法（添付書類七）

- 放射能濃度の測定及び評価並びに放射能濃度確認対象物の保管管理を高い信頼性をもって実施し、これらを維持・改善するための品質保証活動を次のとおり実施する。
- 放射能濃度の測定及び評価並びに放射能濃度確認対象物の保管管理を高い信頼性をもって実施し、これらを維持・改善するための品質保証活動を次のとおり実施する。
- 品質保証体制は社長をトップマネジメントとして構築し、体系化した組織及び文書類により、放射能濃度の測定及び評価のための一連の業務に係る計画、実施、評価及び改善のプロセスを実施するための品質保証計画を定める。
- 放射能濃度確認対象物の発生から分別、放射能濃度の測定及び評価、保管管理、搬出、これら一連の管理に関する記録の作成及び保存並びに不適合発生時の処置を行う際には、品質保証活動を実施し、放射能濃度の測定及び評価並びに放射能濃度確認対象物の保管管理に関する業務の信頼性を確保する。
- 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定、原子力品質保証規程及び品質保証計画書並びにこれらに基づく下部規程に品質マネジメントシステムに関する事項を定めて実施するとともに、継続的に改善していく。